

どうか、本来業務に 専念して下さい!

竹本さんと、前田さんのボーナスカット本人訴訟の被告現場管理者の証人尋問の期日が10月9日と12月3日にそれぞれ決定しました。

内訳は、竹本さん裁判に6人（高田助役、坂下助役、早水助役、岡元助役、雨川元助役、新田元助役）、前田さん裁判に8人（上田助役、中嶋助役、新井助役、辻井助役、新田元助役、菊池元助役、雨川元助役、伴助役）の現場管理者が登場されることになっています。

ちなみに、会社は代理人（弁護士）を立てて裁判に臨んでいます、原告の竹本さん、前田さんとも代理人（弁護士）を立てず、自らが主尋問及び反対尋問を行います。

この間、開催された竹本さん裁判が7回、前田さん裁判が8回で、会社側傍聴で法廷に入ったのは最大で6人でした。ところが、被告現場管理者の証人尋問の期日が決まると、会社側は突然、原告と半々ぐらいで、これまでの二倍の人数の傍聴を裁判所に要求してきました。

会社側の傍聴は、10月9日の竹本さん裁判には、25人の傍聴席の法廷で、10人分の傍聴が決定した。そして、12月3日の前田さん裁判には35人の傍聴席の法廷で、会社側は15人の過大な傍聴を要求し、結果的に裁判所の判断で**傍聴券の抽選**となりました。

ここまで多数の会社側傍聴者を動員させるのは、被告管理者を応援する目的であると思われますが、一体この傍聴者の当日の勤務認証は何で参加するのでしょうか？

現場では未だに休日出勤するほど、要員が切迫して年休も思ったように発給しにくい状態にあります。

まさか会社側傍聴の皆さん、全て勤務で傍聴？本来業務そっちのけ？なんてことはないでしょうね！？